|  |
| --- |
| 欠格事由チェック表 |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| 指定または指定の有効期間の更新の基準にかかわらず，次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定または指定の有効期間の更新を受けることができません。１　役員のうちに，次のいずれかに該当する者がある場合 |  |
| イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（P66参照）において，その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの　ロ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ハ 特定非営利活動促進法，暴力団員不当行為防止法もしくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより，もしくは刑法204条等（注１）もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより，または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより，罰金刑に処せられ，その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者二 暴力団の構成員等（注２）２　指定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人３　定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人４　国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（指定の申出時には，所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」，指定の有効期間の更新の申出時には，所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」ならびに関係都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります（注３））。５　国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人６　次のいずれかに該当する法人イ　暴力団ロ　暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人 |
|  |
|  | １ | 役員のうち，次のいずれかに該当する者の有無 |  |
|  |  | イ | 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において，その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |  |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法もしくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより，もしくは刑法204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより，または国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより，罰金刑に処せられ，その執行が終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有 ・ 無 |
| 二 | 暴力団の構成員等の有無 | 有 ・ 無 |
|  |  |
|  | ２ | 指定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | はい・ いいえ |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |
| 添付書類 | 指定の申請時には上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」を，指定の有効期間の更新の申請時には所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」ならびに関係都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | はい・いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 次のいずれかに該当する法人 |
|  | イ | 暴力団 | はい・いいえ |
| ロ | 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・いいえ |

 |

（注意事項）

１　「刑法204条等」とは，刑法第204条，第206条，第208条，第208条の2，第222条もしくは第247条をいいます。

２　「暴力団の構成員等」とは，法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

３　添付が必要となる納税証明書は，国税および地方税の納付の有無にかかわらず，主たる事務所が所在する所轄税務署長，都道府県知事および市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。